

現場代理人の常駐義務の緩和措置について

令和2年10月28日

角田市総務部総務課

令和元年度台風19号に伴う災害復旧事業を優先的かつ早期に実施するため、短期間に集中して工事を発注する必要があることから、当分の間臨時的な措置として、現場代理人の兼務を認める運用を改正します。

1 対象となる工事

次の条件をすべて満たす工事については、現場代理人の兼務を認めるものとします。

兼務の件数は、2件程度まで認めます。

- (1) 国、県、市町村が発注する工事請負契約であること。
- (2) 工事現場の相互の間隔がおおむね10キロメートル以内であること。
- (3) 兼務している期間中は、いずれかの工事現場に常駐できること。
- (4) 現場代理人を兼務する場合、現場代理人が不在となる時に工事現場の運営及び安全管理等を行う連絡員を滞在させること。

2 手続き

- (1) 現場代理人を兼務させる場合は、現場代理人兼務届(別記様式)を各々の工事発注担当課に1部提出すること。(届出書に、工事請負契約書の写しを添付してください。)
- (2) 一方の工事の発注元が角田市以外である場合は、その発注元の手続きに従うこと。

3 実施時期

令和2年10月28日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用します。

ただし、兼務させる一方の工事がこれよりも前のものについても、現場代理人兼務届を工事発注担当課に届け出ることにより適用します。

担当:総務部総務課管財契約係

電話:0224-63-2111